

クリーンエネルギーライフを 始めませんか！

宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金のご案内



太陽光発電システムは太陽の光を電気に変換する、地球環境に優しい再生可能エネルギーを創り出すシステムです。資源に限りがあり、地球温暖化の原因といわれる石油などの化石燃料から、太陽光などを利用した安心安全なクリーンエネルギーへの早急な転換が必要とされています。

宮古市では、環境負荷の少ない持続可能な地域社会の実現と地球温暖化防止対策のため、住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に、設置費用の一部を補助します。

宮古市市民生活部環境生活課

補助制度の概要（詳細は、補助金交付要綱を参照願います）

募集期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

対象となる
発電システム

- (1) 太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの。
- (2) 価格が、1kWあたり60万円以下（税別）であるもの。
- (3) 未使用のもの。
- (4) 申請者本人が岩手県内に本店、支店、営業所のある事業者と工事請負契約又は建売住宅売買契約を締結し、設置したもの。

◎補助の対象となる経費

(1)	太陽電池モジュール	(6)	直流側開閉器
(2)	架台	(7)	交流側開閉器
(3)	インバータ	(8)	配線・配線器具の購入・据付
(4)	保護装置	(9)	余剰電力販売用電力量計
(5)	接続箱	(10)	設置工事に係る費用

補助金額 太陽電池の最大出力1kWあたり5万円
(上限20万円)

例えば最大出力3.25kWの場合
 $3.25\text{kW} \times 5\text{万円}/\text{kW} = 162,000\text{円}$
(1,000円未満切り捨て)

補助対象者

- (1) 自ら電力会社と低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約を締結した方。
- (2) 市税を滞納していない方。
- (3) 自らが居住する市内の戸建て住宅に発電システムを新たに設置した方。もしくは、発電システムの設置された市内の建売住宅を購入し、自らが居住している方。

申請窓口 申請書類等は、直接市役所(新庁舎)1階環境生活課まで提出願います。(代理申請可)

相談、問合せ 宮古市市民生活部環境生活課
電話 0193-62-2111 (内線1812)
FAX 0193-63-9110

宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助事業
申請・交付手続きの流れ

申請者	宮古市	備考
<p>発電システム設置工事完了</p> <p>↓</p> <p>低圧太陽光発電設備系統連系 余剰電力売電契約の締結</p> <p>↓</p> <p>補助金交付申請書</p> <p>〔添付書類〕</p> <ol style="list-style-type: none">1 システム設置住宅の位置図2 システム設置状況を確認できる写真3 工事請負契約書（建売住宅売買契約書）の写し（経費の内訳が記載されていること）4 機器の型式・出力・太陽電池の設置枚数が確認できる書類の写し5 システムの設置経費に係る領収書の写し6 電力会社との受給契約確認書の写し7 その他市長が必要と認める書類	<p>受付・審査</p> <p>↓</p> <p>報告書・現場確認</p> <p>↓</p> <p>補助金交付決定の判断</p> <p>↓</p> <p>補助金交付決定通知書</p>	<p>※工事完了後（受給契約確認書に記載の電力受給開始日より3か月以内）に申請して下さい。</p>
<p>決定通知書の受領</p> <p>↓</p> <p>補助金交付請求書</p> <p>↓</p> <p>指定口座</p> <p>↓</p> <p>発電量、売電量及び買電量報告</p>	<p>↓</p> <p>受付</p> <p>↓</p> <p>補助金の支払い</p>	<p>※補助金交付請求書（様式第4号）が提出されなければ、補助金をお支払いできませんので、速やかに提出してください。</p>
		<p>※補助金交付決定後から一年間</p>